

路上喫煙禁止区域の見直しについて

1 区域の見直し

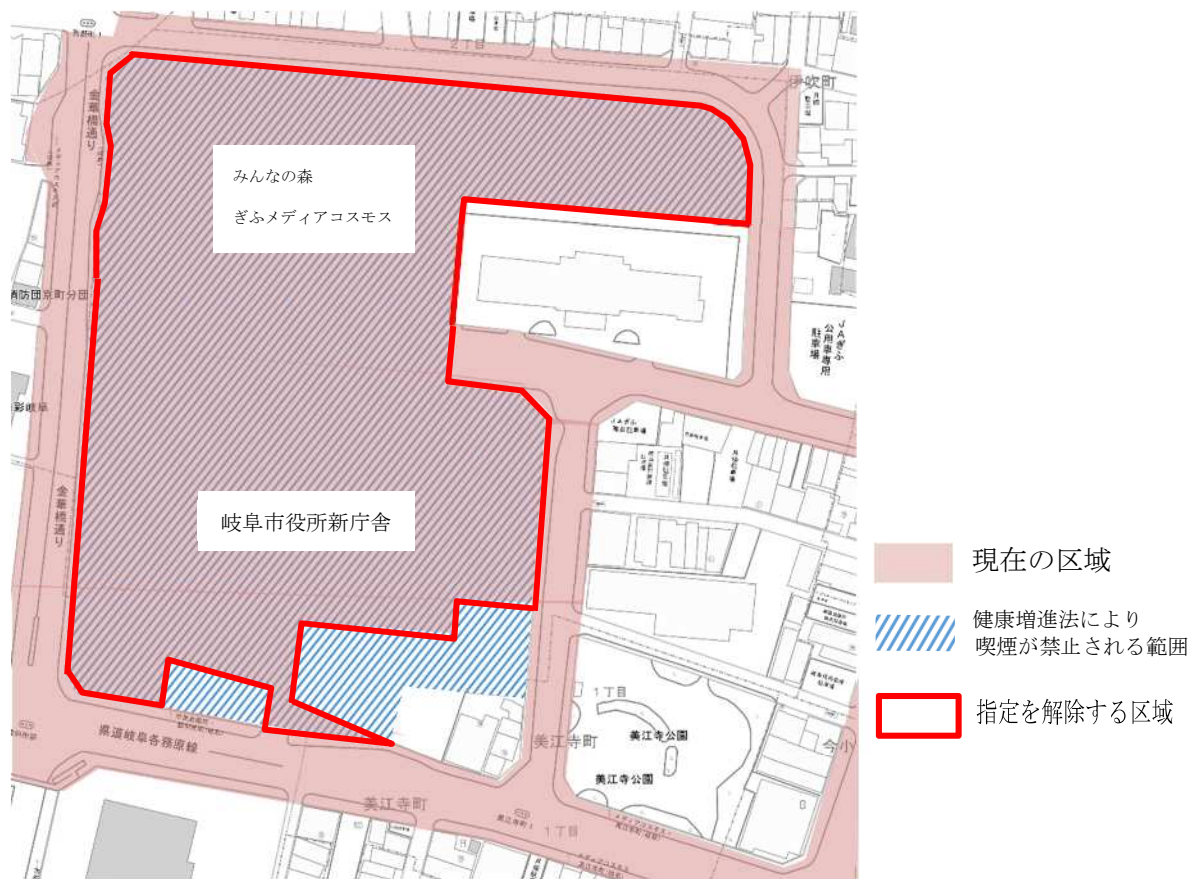
市庁舎移転に伴い、下記の範囲が健康増進法による第一種施設として喫煙禁止となり、条例による規制と重複することから、区域の見直し（指定の解除）を行う。

(1) 指定を見直す（解除する）区域

市役所新庁舎及び「みんなの森ぎふメディアコスモス」敷地内（下図のとおり）

(2) 施行日

新庁舎開庁日に合わせて施行



2 関係機関・団体の意見聴取の結果

(1) 意見聴取した関係機関・団体

次の関係機関・団体に対し、意見聴取を行った。

- ・岐阜市 行政部 新庁舎開庁準備課、新庁舎建設課、管財課
- ・岐阜市 市民協働推進部 ぎふメディアコスモス事業課
- ・岐阜市 健康部 健康増進課
- ・京町自治会連合会
- ・岐阜たばこ販売協同組合

(2) 意見聴取の結果

(禁止区域の見直しについて)

- ・喫煙禁止の根拠法令が異なることによるモラルハザード（倫理・道德の欠如）が起きないように注意してほしい。

- ・ポイ捨てが増加しないよう、解除後も当該場所が敷地内禁煙であることを継続的に周知してほしい。
 - ・監視員が付近を巡回した際に敷地内で喫煙者を見かけた際は、喫煙しないよう注意してほしい。
 - ・定点調査を継続的に実施してほしい。
- ⇒指定解除後も、巡回・啓発、定点調査を継続して実施し、ポイ捨ての状況を注視していく。

(その他)

- ・今回の見直しに反対するものではないが、喫煙者と非喫煙者が共存する社会の実現のため、分煙環境の整備に取り組んでほしい。(撤去した指定喫煙場所の代替地選定、金公園への喫煙場所の設置、指定を解除する場所への必要な措置がとられた喫煙場所の設置)
- ⇒健康増進法の趣旨を踏まえ、区域内の指定喫煙場所の在り方については、移設、撤去、囲い等の対策も考慮しながら検討し、都市美化の推進を図っていく。
金公園への喫煙場所設置、指定解除予定場所における喫煙場所の設置等の分煙環境の整備に関する要望については、関係部局に情報提供を行う。

3 施行までの手続き

- ①令和2年10月～ **必要な関係機関、関係団体及び市環境審議会の意見を聴く。**(条例第11条第4項及び第7項)
- ②令和3年2月 解除する **区域、効力発生日などの告示**(条例第11条第3項及び第7項、施行規則第2条)
- ③新庁舎開庁日 **区域指定解除の施行予定**

●岐阜市まちを美しくする条例 (抜粋)

第11条

- 3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、必要と認められる関係機関、関係団体及び岐阜市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は解除することができる。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

●岐阜市まちを美しくする条例施行規則 (抜粋)

第2条 条例第11条第3項の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 区域
- (3) 指定の効力の発生日
- (4) 指定年月日
- (5) 条例第11条第3項の規定による時間帯の指定を行ったときは、当該時間帯(終日の場合は、その旨)

4 告示及び周知・啓発について

- ・告示区域図の案は別紙のとおり
- ・区域の指定解除により喫煙が可能になるとの誤解を招かぬよう、敷地内は健康増進法により喫煙が禁止されている旨を告示の際に明記するほか、チラシ等に記載し、区域の指定解除後も継続的に周知を図っていく。